

【カンタン解説シリーズ】
日米租税条約の改正

本年3月30日に日米両国間において、批准書が取り交わされ、30年ぶりに日米租税条約が改正されました。

皆様の会社に関係あることもありますので、簡単にまとめておきます。

1. 適用の時期

- ◆ 源泉課税については、7月1日以降に支払われるものから新条約の適用になります。
- ◆ それ以外の税目については、来年1月1日以降となります。

2. 改正の内容

- ◆ 国際間で支払う利子や配当、使用料などは、支払う側において源泉税を控除して、国に納める必要があります。
特に、ソフトウェアなどの使用料などは、源泉を忘れて税務調査で問題になることが多々ありました。
- ◆ 今回、日米間の取引において、この源泉税率が軽減されることになりました。
税率は、下記のとおりとなります。

区分	旧日米租税条約		新日米租税条約	
配 当	持株割合 10%以上の会社間の配当	10%	持株割合 50%超の会社間の配当	0%
			持株割合 10%以上 50%以下の会社間の配当	5%
	その他の配当	15%	その他の配当	10%
利 子		10%	金融機関等	0%
			その他の利子	10%
使用料		10%		0%

- ◆ 持株割合 50%超の親子会社間であれば、配当源泉がなくなったこと、および、

使用料の源泉がなくなったこと、が大きなポイントですね。

3. その他注意事項

(1) 特典制限事項

これは日米間の条約ですから、日米の会社の取引にしか適用されません。

したがって、日米以外の第三国がアメリカにペーパーカンパニーを作って、この条約の適用を受けようとする動きも考えられます。新条約では、これらの動きを防止するために、一定の基準を満たした場合のみ、新条約の特典適用を認めることとされています。

(2) 届出が必要

新条約が締結されたからといって、そのまま源泉がゼロになる、というわけではありません。租税条約の適用を受けるためには、その支払いを行なう前までに、税務署に次の書類を届出する必要があります。米国においても同様です。

- 租税条約に関する届出書
- 特典条項に関する付表（上記特典制限のための付表）

(3) 他の国への支払い

米国以外への支払いは、従前の租税条約のままです。現在、日本は55カ国と租税条約を結んでおり、これらの条約も順次改定されていくようです。まずは、アジアの国々との条約が改定されそうです。

以上、非常に簡単ではありますが、まとめてみました。
詳しいことをお知りになりたい場合は、お問合せください。